

和歌山市夜間中学設置基本計画

和歌山市に市立夜間中学を設置するにあたりその基本的な事項、考え方をとりまとめた基本計画は、次のとおりとする。

1 状況

(1) 背景

我が国において夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭から設置が進んできた。

平成28年12月には、年齢や国籍その他の置かれている事情にかかわらず、教育の機会が確保されること等を基本理念として、学齢期を経過した者で、小中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずるものとした義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）が公布、施行された。

また国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画が閣議決定され、その中で、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとした。さらに令和3年1月には、今後5年間で、全ての都道府県、指定都市に少なくとも一つ設置されることを目指す旨を明らかにした。

現在、夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、我が国の義務教育に相当する教育を修了していない外国籍の方などに対し、義務教育を受ける機会を実質的に保障するという重要な役割を担っているところである。

(2) 教育機会確保法の規定

教育機会確保法第3条では教育機会の確保等に関する施策にあたっての基本理念を定めており、同条第4号では「義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。」としている。

さらに、同法第14条では「地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」としている。

(3) 中核市の状況

令和2年国勢調査によると、学齢期を経過した方の中で、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方は全国で898,748人（未就学の方94,455人、最終卒業学校が小学校となっている方804,293人）となっており、国においては、この中には夜間中学で学ぶことを希望する方が一定数存在しているものと捉えている。

そこで中核市の状況を見ると、令和6年3月現在、62市のうち8市において計9校の夜間中学が設置されており、当該設置済中核市では、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方は合計18,160人（未就学の方3,009人、最終卒業学校が小学校となっている方15,151人）となっている。

さらに、本市が当該9校の夜間中学について調査したところ、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や外国籍の方など、合計で447人が在籍しており、当該設置済中核市の人口（令和2年国勢調査における人口）の合計3,678,487人に対する割合が約0.0122%となっていた。また、当該在籍者において外国籍の方が占める割合は約74.5%であった。

（4）和歌山市の状況

現在、本市はもとより和歌山県に夜間中学は設置されていない。

しかしながら、令和2年国勢調査によると、本市において義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方は2,827人（未就学の方221人、最終卒業学校が小学校となっている方2,606人）となっている。本市においても同様に、この中には夜間中学で学ぶことを希望する方が一定数存在し、更には夜間中学で学ぶことを希望する外国籍の方も一定数存在していると考えられる。

なお、設置済中核市の状況から推計すると、本市に夜間中学を設置した場合、約43人（令和2年国勢調査における本市人口356,729人の0.0122%）の方の在籍が見込まれる。

2 設置目的

上記1の状況を踏まえ、本市に夜間中学を設置し、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、我が国の義務教育に相当する教育を修了していない外国籍の方等に教育を提供することで、その教育水準の維持向上を図る。

3 開校時期

令和7年（2025年）4月1日

4 場所

和歌山市立和歌山高等学校内
和歌山市六十谷45番地

5 設置形態

単独校とする。

6 特色

- (1) 和歌山市立和歌山高等学校定時制との連携教育を進める。
- (2) 連携教育では、次のステップとなる高等学校教育の意義や、和歌山市立和歌山高等学校定時制の魅力を伝えつつ、学校行事をはじめとした連携に取り組むとともに、同校の特徴である情報系科目を夜間中学においても学習できる機会を提供する。
- (3) 多様な教育機会を確保する観点から、本人の希望を尊重した上で、不登校となっている学齢生徒を可能な限り受け入れる。

7 その他

- (1) この基本計画に基づき、本市に設置する夜間中学の運営に向けての基本的な項目をまとめた実施計画及び運営にあたっての詳細をまとめた実施要領は、別に定める。

- (2) スケジュール（予定）

令和6年	3月	定例会市議会において基本計画案を提示、関係予算案を提出
	4月	校名募集
	6月	定例会市議会において実施計画案を提示
	9月	定例会市議会において実施要領案を提示、関係条例の一部改正条例案及び関係予算案を提出
	10月	
	}	改修工事、説明会の開催、募集・入学者決定
令和7年	3月	
	4月	開校記念式典、入学式